

健康づくり事業

| 事業名 | 対象者等 | 事業内容 | 備考 |
|-------------|---------------------------------|--|--|
| 元気力アップセミナー | 希望する組員 | 生活習慣病を未然に防ぐ方法及び、こころのリラクゼーション法を習得するセミナーを開催する。 | 開催日 8月9日(石川県立武道館) P.7参照 |
| 女性健康講座 | 希望する女性組員 | 女性特有の疾病について、知識や予防法等を習得する講座を開催する。 | 開催日 県内2カ所で11月実施予定 |
| メンタルヘルス相談 | 希望する組員 及び家族 | 心の健康に関する相談事業を実施します。 (3回まで全額無料) 相談機関 かとうクリニック(金沢)・Jクリニック(金沢) 井上クリニック(金沢)・金沢工業大学臨床心理センター すずき心のクリニック小松・すずき心のクリニック(金沢) 金沢こころクリニック(金沢)・公立能登総合病院(七尾) | 事前に希望する相談機関に、 直接電話予約してください。 P.6参照 ※連絡先は石川支部ホームページを ご覧ください。 |
| 心の健康チェック | 22歳27歳32歳37歳42歳 47歳52歳57歳の組員 | 個人のストレス度をコンピューターでチェック、分析し専門家のアドバイスを添え結果を送付します。 | 実施時期 10月予定 |
| ストレスドック | 希望する組員 | こころのストレス状況をチェックし対処方法の助言を行います。 医療機関:金沢社会保険病院 | 申込書を石川支部に提出 |
| メンタルヘルス冊子配付 | 新規組員 | 新規組員の、健康づくりとしてメンタルヘルス支援冊子を配付します。 | 配付時期 8月予定 |

その他の事業

| 事業名 | 対象者等 | 事業内容 | 備考 |
|----------------|----------------------------|---|--|
| 生涯生活設計セミナー | 40歳以上の 希望する組員 (100名) | 生涯生活設計を確立するとともに、意欲の向上と退職後の生活変化に適切に対応し、充実した人生を表現するためのセミナーを実施します。 | 開催日 能登地区 7月30~31日 加賀地区 8月1~2日 P.7参照 |
| 生涯生活設計ガイドブック配付 | 50歳の組員 | 生活基盤の安定を図るための冊子を配付します。 | 配付時期 8月予定 |
| 宿泊利用等補助 | 全組員 | 指定宿泊施設に宿泊するとき、費用の一部を補助します。 | 利用券つづりに綴り込み |
| 保育用品配付 | 該当者 | 組員及び被扶養配偶者が出産したとき保育用品を配付します。 | 保育用品請求書を石川支部に提出 |

詳しくは公立学校共済組合石川支部のホームページの「厚生サービスを利用する」を参照ください。 URL:<http://www.kouritu.go.jp/ishikawa/>

「宿泊利用補助券」
ご利用のお願い

- ・一人1泊につき1枚の使用です。
- ・補助券の※印欄は必ず記入をお願いします。
- ・利用対象者は本人と家族(配偶者・子・被扶養者)です。
- ・公務による出張には使用できません。

「特定健康診査」が始まります! 特定健康診査「受診券」送付のご案内(5月下旬から)

特定健康診査受診券を5月末から所属所宛に送付しますので、対象となる被扶養者(40歳以上75歳未満)にお渡しください。(任意継続組員及びその被扶養者は自宅に送付します。)
この受診券を持参の上、指定の健診機関、もしくは各市町が実施する住民健診で必ず受診されるようお願いいたします。(特定健診項目に、自己負担はありません。)

送付対象者: 年度内に40歳から75歳(※)の誕生日を迎える被扶養者が対象です。
※75歳の誕生日を迎える方は前日までが受診可能となります。

- ① 受診券の氏名及び生年月日に誤りがないか確認してください。
現住所については後日健診機関等から検診結果通知等の送付先となりますので間違いのないよう記入してください。
 - ② 同封される健診機関一覧から最寄りの健診機関等を選択して、事前に直接予約して受診してください。各市町が実施する住民健診と併せての受診も可能です。
※ 健診機関一覧は、公立学校共済組合石川支部ホームページ「特定健康診査・特定保健指導の手続き」にも掲載しております。
 - ③ がん検診については、最寄りの市町へお問い合わせください。
 - ④ 受診券と組員証を持参して健診機関の受付に提示してください。
 - ⑤ 受診券には有効期限がありますので期限内に受診されるようお願いいたします。(有効期限:平成25年12月末)
- * 組員本人については、事業主が実施する定期健康診断又は公立学校共済組合が実施する人間ドック等を受けることにより、その結果報告をもって特定健康診査を受けたことと見なされます。